

海軍公報 第三千三百二十四號

海軍大臣官房

昭和十三年五月二日(月)

○辭令

○昭和十三年五月二日
任海軍書記
給五級俸

加藤 林平

(各通)

海軍造船學生ヲ命ス

若松 守朋
坂野 五郎
田中 資保
小倉 龍朗
櫻井 清彦
藤本 正
渡邊 英一
塩澤 岩根
笠間 正巳
北村 源三
山田 陽一

(各通)

海軍造船機學生ヲ命ス

須田 尙夫
立川 大三郎
吉武 明
伊東 健二
古本 正哉
高橋 豊吉
丹羽 忠愛
久保田 博文
荒木 透
林田 寛
飯田 博美
小川 利次
森山 松夫
桑原 尙雄
小野 廣良
樋口 昌大

海軍公報 第三千三百二十四號 昭和十三年五月二日

二二七

(各通)

海軍火藥廠附ヲ命ス(以上ニテハ海軍省)

海軍造兵學生ヲ命ス

海軍書記

加藤 林 平

志村 忠博	影山 一美	義井 胤景	笹谷 昌男	吉田 稔	高橋 晴雄	大 中 忠夫	樋口 周雄	入谷 幸平	田丸 成雄	相馬 重胤	潮田 豊治	宮崎 勝茂	奥村 昇	鈴木 政吉	宮地 嘉彦	松下 清郎	金井 要治
-------	-------	-------	-------	------	-------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	------	-------	-------	-------	-------

海軍主計大尉 若月 榮松
 軍艦利根機裝員ニ要スル經費支拂ノ爲臨時資金前渡
 官吏ヲ命ス(請支出官海軍省經理局長)

○ 雜 款

○正誤
 四月二十八日海軍公報辭令欄召集解除日附三月二十八日ハ四月二十八日ノ誤

海軍公報

第三千三百二十五號

海軍大臣官房

昭和十三年五月三日(火)

○通牒

人秘第二號ノ二五

昭和十三年五月三日

内令提
要登載

海軍省人事局長

各廳長殿

市長町村長彼勳ノ件中改正ノ件通牒

首題ニ關シ左記ノ通牒有之候條了知相成度

記

(別紙)

内閣閣甲第一〇一號

昭和十三年四月二十日

内閣總理大臣公爵 近衛 文麿

海軍大臣 米 内光 政殿

通牒

市長町村長彼勳ニ關スル件中改正ノ件別紙ノ通上裁ヲ
經タリ

(別紙)

大正八年十二月十九日裁定市長町村長彼勳ニ關スル件
中左ノ通改正ス

第五項及第六項ヲ左ノ如ク改ム

五 人口一萬以上ノ町村ノ町村長ハ高等官八等ヲ以テ

待遇セララルル者ト同一ニ取扱フコト

六 人口一萬未満ノ町村ノ町村長ハ判任官一等ヲ以テ

待遇セララルル者ト同一ニ取扱フコト

第九項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

十 第五項改正ノ日前ニ於テ人口一萬以上ノ町村ノ町

村長タリシ者ノ在職年月ハ高等官八等待遇トシテ通

算スルコト但シ前彼アル者ハ前彼後ノ年月ニ限ル

(内令提要卷一、七〇六頁參照)

○辭令

○昭和十三年四月三十日

(各道)

松見 資格

海軍公報 第三千三百二十五號 昭和十三年五月三日

二一九

任海軍技手

新原 實雄

給七級俸

○昭和十三年五月二日

任海軍屬兼海軍書記

海軍書記 永長 孫八

給三級俸

任海軍書記

加藤 林平

給五級俸

海軍屬兼海軍書記

熊本 隆一

免本官專任海軍書記

給六級俸

海軍主計特務大尉 森田 廣

海軍省事務囑託ヲ解ク

海軍主計兵曹長 早津 喜一

海軍省事務ヲ囑託ス(以上諸君海軍省)

海軍工廠勤務ヲ命ス 海軍技手 松見 資格

同 新原 實雄

吳海軍工廠附ヲ命ス(四月同)

海軍大臣官房附ヲ命ス 海軍屬 永長 孫八

海軍火藥廠附ヲ命ス 海軍書記 加藤 林平

海軍艦政本部附ヲ命ス

同 (長) 孫八

海軍燃料廠附ヲ命ス

同 熊本 隆一

海軍特務大尉

福井 邦太郎

軍令部ニ於ケル編纂事務ヲ託囑シ報酬年額七百八拾圓ヲ給ス(五月同)

依願免本官(五月同)

海軍書記 加藤 林平

海軍主計中佐

初見 盈五郎

北京及天津海軍駐在員並出張員事務所ニ要スル經費

支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス

海軍大佐 須賀 彦次郎

臨時資金前渡官吏ヲ免ス(以上支出官海軍省經理局長)

○着任、退廳

新任 海軍省 經理局長 海軍主計中將 武井大助 五月二日着任

前任 海軍省 經理局長 同 村上春一 五月二日退廳

○關係各部御中

當港ニ於ケル左記諸項ニ關シテハ當分ノ間從前通燃料

○ 雜 款

廠ニ依托致居候條御了知相成度

記

- 一、繫留岸壁ノ指定
- 二、繫留接離岸作業援助

(吳海軍港務部徳山支部)

海軍少佐從六位勳六等江原陽次郎、海軍航空特務少尉正八位勳八等蛭名幸四郎、海軍機關兵曹長千葉光造、海軍一等航空兵曹橋爪繁定、同松下敷夫、海軍二等航空兵曹早坂正光四月二十八日飛行訓練中遭難殉職、五月一日横濱海軍航空隊ニ於テ神式ニ依リ海軍葬儀執行セリ

後備役海軍中佐從五位勳四等土屋市四月二十九日卒去、昨二日千葉縣山武郡大網町宮谷本國寺ニ於テ佛式ニ依リ葬儀執行セリ

退役海軍軍醫少佐從六位勳五等黒田道珍四月十六日死去、同十九日福井縣今立郡岡本村字定友唯寶寺ニ於テ佛式ニ依リ葬儀執行セリ

○正誤

○

四月二十七日公報辭令欄中「松岡雅夫」ハ「松村雅夫」ノ誤

海軍公報 第三千三百二十五號 昭和十三年五月三日

海軍公報 號外

昭和十三年五月三日(火)
海軍大臣官房

○通牒



在支陸海軍軍人軍屬警察官竝其遺族等慰問金釀出明細表(二月分)
一金壹萬參千參圓四拾貳錢也

內譯

應名	金額	應名	金額	應名	金額	應名	金額
海軍大臣官房	五三〇	同 軍需局	五六〇	海軍艦政本部	五六六〇	水路部	三九六〇
同 文庫	一八〇	同 醫務局	二七五〇	同 航空本部 (製岡工場を含む)	一五四九七〇	海軍技術研究所	三三七〇
同 電信課	三六三〇	同 經理局	七五五〇	同 軍事普及部	三三七〇	同 大學校	三九一九〇
同 臨時調查課	七三〇	同 建築局	九四四〇	同 武功調査	一九七〇	同 軍醫學校	一四四九九〇
海軍省軍務局	八三三〇	同 法務局	三〇九〇	東京海軍通信隊	五四〇〇	同 經理學校	七三三九〇
同 人事局	五七〇〇	同 經理局	一八〇〇	東京海軍監督官 事務所	九〇五〇	東京海軍共 濟組合病院	一三三三〇
同 教育局	四三〇〇	軍令部	三七九〇	侍從武官府	二三五〇	橫須賀鎮守府	五〇三九〇

海軍公報 號外

海軍公報 號外

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
防備隊	横須賀海兵團	通信隊	港務部	刑務所	病院	航空隊	工廠	建築部 <small>(工員ヲ含む)</small>	軍需部 <small>(糧食ヲ含む)</small>	經理部	艦船部	海軍人事部	軍法會議	文庫	
二九三〇	五六〇七〇	一九七〇	六八三〇	七七五〇	二〇九五〇	四八〇四〇	三三九六〇	一三三九〇	二〇五六〇	三二七〇〇	三三三九〇	五三六三〇	一〇八六〇	五八八〇	
同	同	同	同	同	同	同	吳鎮守府	横須賀司令部	同	同	同	同	同	同	海軍航空廠
建築部	軍需部	經理部	艦船部	海軍人事部	軍法會議	文庫			通信學校	航海學校	工機學校	水雷學校	砲術學校		
五九三〇	三五九〇〇	二六二五〇	三三〇〇	四七三〇	一三六〇	三五四〇	四三九〇	二二四八〇	一九四八〇	一三六六〇	二七三六〇	二二五八〇	三〇三三〇	三二〇九〇	
同	同	同	同	同	佐世保鎮守府	同	海軍潜水學校	同	吳海兵團	同	同	同	同	同	同
經理部	艦船部	海軍人事部	軍法會議	文庫		技手養成所		防備隊		港務部	刑務所	病院	航空隊	工廠	工廠
三〇五六〇	三三三六〇	五〇〇六〇	一三四五〇	七〇六〇	三五四六〇	七四〇〇	一七五四〇	九六九五〇	二五六九〇	六三三三〇	八八〇〇	九三九〇〇	二七八〇	六七五二〇	
同	同	同	同	同	同	經	佐世保海兵團	同	同	同	同	同	同	同	同
舞鶴海軍工廠	軍法會議	病院	港務部	建築部	軍需部	舞鶴要港部		港務部	刑務所	病院	航空隊	工廠	建築部	軍需部	
一四六〇一〇	六三三〇	二五一三〇	一一一五〇	二四八八〇	二六九三〇	二八七〇	五〇三九〇	六三四〇	八三七〇	一七三三〇	五四二一〇	三〇六六〇	六〇八三〇	八四〇六〇	

二

同 (伊號第五十二 潜水艦ヲ含ム)	同 航空隊	海軍機關學校	同 火藥廠爆藥部	別府海軍病院	淡 同	嬉野同 (十二月分ヲ含ム)	海軍兵學校	海軍燃料廠	同 採炭部	同 平壤鑛業部	同 火藥廠	廣 海軍工廠	浦賀海軍監 督官事務所	室蘭 同
七三三〇	二七二〇	一五五五〇	二九六〇	三〇九六〇	三三〇四〇	三三〇四〇	二九九七〇	一〇三一六〇	四四六三〇	五五〇六〇	七四三三〇	一五一四〇	九六八〇	七七一〇
八幡 同	大阪 同	名古屋 同	神戸 同	長崎 同	福岡 同	玉 同	廣島 同	霞ヶ浦 海軍航空隊	同 友部分遣隊	横濱海軍航空隊	館山 同	佐伯 同	鹿屋 同	父島海軍通信隊
一〇九六〇	六三六三〇	二七二二〇	五三三〇	三三四〇	八八〇	六三三〇	五二〇〇	六五四〇	四三三四〇	六〇〇〇	一五六三〇	六三六〇	一八六〇	九三四〇
稚内 同	高松海軍人事部	大阪 同	暹羅國海軍宿舍	南洋武官島	鎮海要港部 (通信隊ヲ含ム)	同 航空隊	同 防備隊	大湊要港部	同 海軍航空隊	同 通信隊	軍艦山城	同 長門 (横須賀警備隊 司令部ヲ含ム)	同 愛宕	同 赤城
六三六〇	一〇九七〇	九七三〇	一六三三〇	五三七〇	六三三〇	三三五六〇	四二二〇	四四六九〇	三七三九〇	四六三〇	一三〇八五〇	一八四七四〇	六七四〇	七三三〇
同 鳳翔	同 最上	同 鈴谷	同 熊野 (第七戰隊司令 部ヲ含ム)	特務艦 攝津	同 知床	同 劍崎艦裝員	高崎 同	第三驅逐隊 (八月分)	第四驅逐隊	驅逐艦 澤風	同 帆風	同 夕風	同 呂號 第五十八潜水艦	同 第六十潜水艦
四六四三〇	五三三〇	五九三三〇	一五〇三〇	二六五〇	三三六七〇	一七八〇	一九七七〇	三三四八〇	三六九三〇	一六八四〇	一一八〇〇	九九九〇	一一〇一〇	一一〇六〇

1204

海軍公報 號外

昭和十三年三月三十一日

海軍省經理局

海軍主計少佐 石 瀨 知 定

四

海軍公報 第三千三百二十六號

昭和十三年五月四日(水)
海軍大臣官房

○令 達

官房第二三一九號

昭和十二年官房第四四〇八號中左ノ通改正ス

昭和十三年五月四日

海軍大臣

三 取扱(へ)昇級ノ項中「轉備元ト協議ノ上實施スルモノトス」ヲ「工具規則第六十七條ノ場合ニ於テハ轉備先ニ於テ實施ス」ハ轉備先ト協議ノ上昇級ヲ實施スルモノトス」ニ改ム

○通 牒

軍務二第一二七號

昭和十三年五月四日

海軍省軍務局長
海軍省人事局長

各海軍監理長殿

海軍監理官ノ人事ニ關スル件申進

海軍監理官ハ性質上ハ海軍監督官(海軍監督會計官)ト別個ノモノナル處事實ハ監督業務ト管理業務トハ分別シ難キ所多キノミナラズ全員兩者ヲ兼ネシメラレアルニ鑑ミ監理官ノ考課表功績具申書類等ハ別個ニ調製スルコトナク全部監督官(監督會計官)ノモノニ一括記入ノコトトセラレ度
尙監理長ハ管區内監理官、同助手ニ對シ所轄長ト心得ル義ト了知相成度

○辭 令

第二課附ヲ命ス(附)海軍省教育局)

海軍屬 松本 安市

海軍大佐 福田 良三

海軍豫備油田試掘ニ要スル經費支拂ノ爲臨時資金前渡官吏ヲ命ス

海軍公報 第三千三百二十六號 昭和十三年五月四日

二二三

海軍少佐 鬼塚 武二
臨時資金前渡官吏ヲ免ス(前)支出官海軍省經理局長)

海軍技手 八幡 覺

技術部第一課勤務ヲ命ス(前)海軍航空本部)

海軍技師 砂見 淳一

在大阪監督長ノ命ヲ承ケ服務スヘシ(前)同)

○ 雜 款

○改姓

海軍造船中尉永村 明ハ寺田ト改姓ノ旨四月十五日届
出テタリ

後備役海軍少將從三位勳二等大石正吉本月二日薨
去、明五日東京市芝區下高輪東禪寺(市電東禪寺
前停留場下車)ニ於テ午後二時ヨリ佛式ニ依リ葬
儀、同三時ヨリ四時迄告別式執行

海軍公報

第三千三百二十七號

昭和十三年五月五日(木)

海軍大臣官房

○ 雜款

海軍技師從七位勳八等市川久四郎昨日死去、本
五日午後一時ヨリ二時迄目黒區上目黒三ノ一七五
二自宅ニ於テ佛式ニ依リ告別式執行

海軍理事官從七位勳八等米澤豹太郎ハ去月二十九
日死去セリ

海軍公報 第三千三百二十七號 昭和十三年五月五日

二二五

海軍公報

第三千三百二十八號

海軍大臣官房

昭和十三年五月六日(金)

○令 達

官房第二三六一號

海軍工作科豫備補習生ニ採用セラレタル工員ノ取扱及
工事費ノ整理ニ關シ左ノ通定ム

昭和十三年五月六日

海軍大臣

一、身分

(イ) 海軍工作科豫備補習生ニ採用セラレタル工員
ハ之ヲ解僱セズ採用ノ爲退應ノ翌日ヨリ同教程ヲ
修了シ又ハ同補習生ヲ免セラレ復歸ノ前日迄ノ期
間ハ休業扱トス

(ロ) 海軍工作科豫備補習生ニ採用セラレタル工員
ノ入團中又ハ艦船乗組中ノ期間及入團退團ノ爲旅
行ニ要スル日數ハ之ヲ缺勤日數ニ算入セズ

二、賃 錢

當分ノ間本人固有ノ賃錢等級ニ拘ラズ左ノ金額ヲ支
給ス

三、工事費整理

賃錢ハ附屬費支辨トシ海軍工作應工事費整理規則別
表第一號整理符號八〇ヲ以テ整理スルモノトス

四、共濟組合事項

(イ) 事務處理應 在籍工作應

(ロ) 事務取扱

1、共濟部

給付 入團中又ハ艦船乗組中ニ於ケル傷痍疾病

又ハ死亡ハ總テ之ヲ業務外トシ各種給付
ヲ行フ

(イ) 月 額 八圓但シ支給スベキ事由ノ期間一
月ニ滿タザルトキハ日割計算ニ依
リ支給ス

(ロ) 支給期間 工作科豫備補習生ニ採用ノ爲退應
ノ翌日ヨリ同教程ヲ修了シ又ハ同
補習生ヲ免セラレ復歸ノ前日迄
在籍工作應

(ハ) 支給應 在籍工作應

改正 廢止

掛金 賃錢支拂ノ際之ヲ控除徴收ス
給付及掛金ノ基準賃錢 固有賃錢ニ依ル
2、健康保險部
海軍共濟組合規則第十一條第二號及同第六十八
條第一號ニ準ジ給付及掛金ノ徴收ヲ行ハズ

官房第二三六二號
海軍共濟組合規則施行細則第五十一條ニ依ル各廳長保
管金額別表ノ通定ム
昭和二年官房第一七四五號ハ之ヲ廢止ス
昭和十三年五月六日

(別表一葉添)

海軍大臣

○ 辭令

杉江 直巳
横須賀海軍建築部ニ於ケル建築業務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待
遇トス(辭海軍省)
小宮山 隆三
但馬 利夫
(各通)

海軍造船生徒ヲ命ス

(各通)

海軍造船機生徒ヲ命ス

(各通)

海軍造船兵生徒ヲ命ス(以上諸海軍艦政本部)

○ 雜款

○正誤
四月二十七日辭令欄二二二頁「黒田新一」ハ「黒川新
一」ノ、五月二日同欄二〇七頁海軍技師吉田忠一ノ辭
令文中「造兵部」ハ「電氣部」ノ、同月三日同欄中「長
永孫八」ハ「永長孫八」ノ同軍令部ニ於ケル編纂事務
ヲ「託囑」ハ「囑託」ノ孰モ誤

(別表一葉添)

(別表)

各廳長保管金額表																		
燃 本 廠	航 空 本 部	艦 政 本 部	部作工部港要				技 術 研 究 所	廠藥火		航 空 廠	應				應 名	共 濟 部	保 管 金 額	健 康 保 險 部
			旅 順	鎮 海	馬 公	大 湊		爆 藥 部	本 廠		舞 鶴	佐 世 保	廣	吳				
一、〇〇〇	一〇〇	三〇〇	二〇〇	三五〇	四〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	五〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	四、五〇〇	八、〇〇〇	二、五〇〇	二〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	七〇〇	一〇〇	一〇〇
建 築 局	部務港部港要		部務港				軍舞鶴		部需軍		廠料			應 名	共 濟 部	保 管 金 額	健 康 保 險 部	
一〇〇	旅 順	鎮 海	馬 公	大 湊	舞 鶴	佐 世 保	吳	橫 須 賀	需 港 部	佐 世 保	吳	橫 須 賀	實 驗 部					鑛 業 部
一〇〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	二〇〇	二〇〇	二〇〇	四〇〇	五〇〇	六〇〇	六〇〇	二〇〇	一、〇〇〇	二、五〇〇	一〇〇	〇	
	水 路 部		部港要				經舞鶴		部理經		部築建			應 名	共 濟 部	保 管 金 額	健 康 保 險 部	
	旅 順	鎮 海	馬 公	大 湊	經 理 部	佐 世 保	吳	橫 須 賀	經 理 局	建 築 部	舞 鶴 要 港 部	佐 世 保	吳					橫 須 賀
	三〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇	一五〇	一五〇	二〇〇	三〇〇	四〇〇	五〇〇	一五〇	三〇〇	六〇〇	五〇〇	二〇〇	〇	〇	

(昭和十三年五月六日公表別紙)

海軍公報

第三千三百二十九號

昭和十三年五月七日(土)

海軍大臣官房

○令 達

官房第二三六六號

昭和十三年五月七日

海軍大臣

部内一般へ傳達

皇太后陛下 四月二十七日日本大臣ニ拜謁被仰付左ノ

御言葉ヲ賜ハリ且戰傷病者ニ御菓子ヲ賜ハリタリ洵ニ

恐懼感激ノ至リニ堪ヘズ

右謹ミテ傳達ス

御言葉

一、兼々親シク今次事變ニ於ケル戦死傷病者ノ様子ヲ

尋ネタイト思フテ居タガ思フニ任セズツイ今日ニ及

ンダ次第デアアルガ只今海軍大臣ヨリ詳細ナル話ヲ聞

キ誠ニ氣ノ毒ニ思フ

二、死セル者不具トナリタル者ニ對シテハ眞ニ同情ノ

念ニ勝ヘヌ

三、現ニ病院其ノ他ニ於テ療養中ノ者ニ對シテバ懇ニ
勞ハリ十分手當ヲ加ヘテ早ク癒ルヤウニ致シタシ
四、軍醫其ノ他看護ニ従事スル者ハ誠ニ御苦勞デアアル
各々身體ヲ大切ニシテ御奉公致ス様申傳ヘヨ

○辭 令

東京辯護士會所屬辯護士 宮本譽志男
海軍軍法會議法第八十八條ニ依ル指定ヲ取消ス(以ハ
海軍大臣)

北海道應事務官 永野 芳辰
札幌地方海軍人事務業務囑託ノ報酬トシテ金貳拾圓
ヲ贈與ス

札幌地方海軍人事務業務囑託ヲ解ク
同 寺 前 仲

札幌地方海軍人事務業務ヲ囑託ス(以上皆海軍省)
久米 庸孝

水路部ニ於ケル氣象海象調査事務ヲ囑託ス

海軍公報 第三千三百二十九號

昭和十三年五月七日

二一九

但シ報酬年額九千八百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(四月同) 千貳

山下 馨

水路部ニ於ケル氣象海象調査事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(四月同)

日名子 實三

海軍省事務ヲ囑託シ部内限奏任官待遇トス

白石 祐四郎

海軍航空本部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千八百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上同)

海軍技師 市川 久四郎

技術部第三課勤務ヲ命ス(四月海軍航空本部)

○ 雜 款

○宿所並ニ電話

海軍砲術學校長海軍少將大川内傳七宅(東京市大森區南千束町三三五)

荏原臨時 六九九一番

後備役海軍主計少佐從六位勳五等遠藤博明本月一日死去、昨六日吳市下山田町六七ノ一自宅ニ於テ告別式執行セリ

豫備役海軍中尉從七位勳六等小山田四郎四月二十日死去、同二十一日鹿兒島縣始良郡蒲生町上久徳二四〇八自宅ニ於テ葬儀執行セリ

海軍公報

第三千三百三十號

海軍大臣官房

昭和十三年五月九日(月)

○令達

海軍諸例
則登載

官房第二四一三號

昭和七年官房第六五七號中左ノ通改正ス

昭和十三年五月九日

海軍大臣

表中「所員專任七人判任」ヲ「所員專任八人判任」ニ
改ム

(参照) 昭和七年官房第六五七號ハ海軍軍用郵便所設置
ノ件ナリ(諸例則卷一、四三七頁)

○通牒

官房第二四一四號

昭和十三年五月九日

海軍次官

關係各廳長殿

出征軍人軍屬ノ餞別返シ取止ノ件申進

出征軍人軍屬ノ凱旋歸郷ニ際シ從來行ハレツツアル餞
別返シノ慣習ハ第七十三議會衆議院ニ於テ取止方建議
議決セル次第モアリ此ノ際之ヲ取止ムルヲ適當ト認メ
ラレ候條可然取計相成度

○辭令

從七位勳六等 山中儀市

横須賀海軍建築部所掌土木業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
ス

島田 潔

横須賀海軍建築部所掌電氣業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
ス(以上 五五 海軍省)

海軍公報

第三千三百三十一號

海軍大臣官房

昭和十三年五月十日(火)



○令達

官房第二四三一號 昭和十六年官房第三五九號ニテ本號廢止

當分ノ間海軍兵學校及海軍機關學校生徒タルコトヲ志願スル者ニ在リテハ海軍出身志願者身體檢査規則ニ規定スル規格ニ拘ラス各眼視力〇・八以上、矯正視力一・〇以上ニシテ且裸眼ノ兩眼視力一・〇以上ノ者ハ合格ト爲スコトヲ得

昭和十三年五月十日

海軍大臣

○辭令

故海軍中佐大坪信義妻

一金六千圓 但死亡者一時賜金 大坪 綾子

故海軍大尉鈴木正治父

一金四千圓 但死亡者一時賜金 鈴木 金藏

(通各)

故海軍一等航空兵曹山田郁雄父

一金壹千六百圓 但死亡者一時賜金 山田 助藏

故海軍航空兵曹長村上次男寡婦

一金五千圓 但死亡者一時賜金 村上 ナカ

故海軍一等航空兵梅山八郎父

一金壹千八百圓 但死亡者一時賜金 梅山 元助

故海軍一等航空兵木村正五父

一金壹千圓 但死亡者一時賜金 木村 善治

右大正二年勅令第九號及大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ之ヲ給與ス

故海軍特務中尉佐藤重人妻 佐藤 深雪

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千六百圓ヲ給與ス

昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金六百圓ヲ賜フ

故海軍兵曹長笹原定治妻 笹原 ツネ子
高橋富貴妻 高橋 マサ

海軍公報 第三千三百三十一號 昭和十三年五月十日

二三三

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千參百圓ヲ給與ス
昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金貳百圓
ヲ賜フ

故海軍一等兵曹松本豊次妻 松本 フミ

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千貳百圓ヲ給與ス

昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金貳百圓
ヲ賜フ

故海軍二等兵曹石川孝雄母 石川 りか

(通各) 同 沼澤仁吉父 沼澤 三郎

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス

故海軍三等兵曹森井優也父 森井清四郎

同 矢内春郷母 矢内 さう

同 箭原末次郎母 箭原 かめ

同 濱名明正父 濱名 益三

同 赤羽久夫父 赤羽 辰之助

同 小野茂兵衛兄 小野 小三郎

同 池嶋寅二母 池嶋 ナイ

同 添田好治妻 添田 菊

同 佐々木武父 佐々木 重吉

同 及川義雄父 及川 喜藤治

同 前金次郎父 前市 五郎

(通各)

同 馬場武男父 馬場 代次郎

同 古澤貞治父 古澤 民吉

同 奥山四郎父 奥山 多助

同 杉本 靜父 杉本 房造

同 反町義一父 反町 忠政

同 照井 宗父 照井 松四郎

同 古川 正父 古川 又五郎

同 故海軍三等機關兵曹田中金一母 田中 ノエ

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス

故海軍一等水兵笠松菊治父 笠松 藤橘郎

同 石川 茂父 石川 友平

同 木田 功父 木田 友良

同 國井十助母 國井 はる

同 高橋文雄父 高橋 文二郎

同 鈴木金之助父 鈴木 六藏

同 小倉 寅父 小倉 兼次郎

同 故海軍二等水兵宇都木喜三母 宇都木 とよ

同 關根 義久父 關根 數馬

同 故海軍二等機關兵布施政次父 布施 梅吉

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金九百圓ヲ給與ス

故海軍二等機關兵廣瀬 守父 廣瀬 森藏

(通各)

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金九百圓ヲ給與ス
昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金五百圓
ヲ賜フ(以上^{九月}海軍省)

○ 雜 款

○ 宿所並電話

軍令部課長海軍大佐草鹿龍之介宅(澁谷區長谷戸町
四六)

澁谷(46) 二九〇番

軍令部副官海軍中佐藤野 寬宅(赤坂區丹後町九六)
赤坂(48) 三〇四五番

後備役海軍中佐從五位勳四等野村正光本月八日卒
去、昨九日大阪府豊能郡箕面村牧落四九八ノ四自
宅ニ於テ佛式ニ依リ告別式執行セリ

海軍公報

第三千三百三十二號

昭和十三年五月十一日(水)

海軍大臣官房

○令達

官房第二四七二號

海軍諸例
則登載

昭和十三年五月十一日

五條又ハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ左表ニ依リ之ヲ許可
スルコトヲ得
昭和三十二年五月十一日

支那方面艦隊(昭和十二年十月二十日以前ノ第三艦隊ヲ含
ム)麾下又ハ支那沿岸ニ在リテ連續三月以上勤務シ内地ニ
轉勤又ハ歸着ノ場合

事

山

日

數

許可ヲ爲ス者

海軍大臣

三 海軍學校ノ生徒	二 南洋群島 關東州 樺太島 澎湖島 臺灣島 朝鮮島 小笠原島	一 勤務者 精勤六月以上ニシテ内地ニ轉勤ノ 場合又ハ一年六月以上勤續シ精勤 ノ者歸省若ハ旅行ヲ願出ヅルトキ	三 定期休業中十日以内	校長
地方	勤務者 精勤六月以上ニシテ内地ニ轉勤ノ 場合又ハ一年六月以上勤續シ精勤 ノ者歸省若ハ旅行ヲ願出ヅルトキ	七日以内 (歸省ノ場合ニハ 往返日數ヲ除ク)	所屬長官又ハ所轄長 所轄長許可シタルト キハ所屬長官ニ報告 スルモノトス	
勤務者	精勤六月以上ニシテ内地ニ轉勤ノ 場合又ハ一年六月以上勤續シ精勤 ノ者歸省若ハ旅行ヲ願出ヅルトキ	七日以内 (歸省ノ場合ニハ 往返日數ヲ除ク)	所轄長但シ所屬長官ノ 認許ヲ受クルモノトス	
勤務者	精勤六月以上ニシテ内地ニ轉勤ノ 場合又ハ一年六月以上勤續シ精勤 ノ者歸省若ハ旅行ヲ願出ヅルトキ	七日以内 (歸省ノ場合ニハ 往返日數ヲ除ク)	所轄長但シ所屬長官ノ 認許ヲ受クルモノトス	

海軍公報 第三千三百三十二號 昭和十三年五月十一日

二三七

<p>四 艦船所屬軍港ヲ發シ航泊日數ヲ通シ百日以上ノ航海ヲ爲シ再ビ同地ニ歸着シタル場合</p>	<p>五 艦船ニ乗組ミ引續キ六月以上連續行動ニ服シタルトキ</p>	<p>六 支那事變ニ關シ在職ノ儘應召シタル者ニシテ召集解除ニ依リ復歸シタルトキ</p>	<p>備考 一 各號ノ休暇ハ昭和十二年十二月七日以前ノ有資格者ニシテ支那事變中休暇ヲ取止メラレタルモノニ之ヲ適用スルコトヲ得 二 各號ノ休暇ハ二以上ノ事由ニ依リ之ヲ連續セシムルコトナシ</p>												
<p>○通牒 (昭和十二年十二月七日軍務第一六三號支那事變中休暇取止メニ關スル件ハ自然消滅)</p>															
<p>軍務二第一四一號 昭和十三年五月十一日 海軍省軍務局長 關係廳長殿 購買自動車ノ試運轉用揮發油ニ關スル件 通牒 商工省令第八號ニ依ル石油販賣取締規則施行期間中各廳ニ於テ自動車(自動自轉車ヲ含ム)ヲ購入スルニ當</p>															
<p>三日以内 (歸省ノ場合ニハ往返日數ヲ除ク) 所轄長但シ所屬長官ノ認許ヲ受クルモノトス</p>	<p>十日以内 所轄長</p>	<p>記 納 入 者 名 リ試運轉用トシテ必要ナル揮發油ノ證明ニ關シ納入者ヨリ願出アリタル場合ニハ充分審査ノ上左記様式ノ證明書交付ノコトニ取計相成度 追而自動車以外ノ各種内燃機關購買ニ當リテモ各廳ニ於テ燃料ヲ交付スル場合ヲ除キ右ニ準ズル儀ト了知相成度</p>													
<table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>型式</th> <th>數量</th> <th>試運轉距離(時間)</th> <th>試運轉用揮發油所要量(單位)</th> <th>計</th> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>	種類	型式	數量	試運轉距離(時間)	試運轉用揮發油所要量(單位)	計									
種類	型式	數量	試運轉距離(時間)	試運轉用揮發油所要量(單位)	計										

右試運轉用トシテ必要ナルコトヲ證明ス

昭和 年 月 日

購買廳(監督官又ハ監理官) 印

備考 購買廳ニテ證明スルヲ原則トシ監督官検査依

托ノ分ニ限り監督官又ハ監理官證明ノコト

○ 辭 令

故工員保田政男妻 保田 マツ

昭和十二年勅令第三百十二號ニ依リ金壹千貳百圓ヲ
給與ス

森田 利吉

舞鶴要港部建築部土木業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額貳千拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇ト
ス

野 平 忠

横須賀海軍建築部ニ於ケル建築業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千六百五拾圓ヲ給シ部内限奏任官待
遇トス(以上^{上五〇}海軍省)

囑 託 久米 庸孝

第五課勤務ヲ命ス(海軍水路部)

第五課勤務ヲ命ス(海軍同)

囑 託 山下 啓

○ 雜 款

○改名
海軍造兵大佐金子吉三郎ハ吉忠ト改名ノ旨本月七日届
出テタリ

支那事變戰歿者故海軍中佐上原徳次郎外五十一名
ノ合同海軍葬儀ヲ來十四日午後一時佐世保矢岳練
兵場(雨天ノ際ハ凱旋記念館)ニ於テ佛式ニ依リ
執行

海軍公報

第三千三百三十三號

海軍大臣官房

昭和十三年五月十二日(木)

○辭令

故海軍三等兵曹宮本繁林父 宮本源太郎
昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金六百五十拾圓ヲ給與
ス(正前海軍省)

賜託(奏待) 白石祐四郎
技術部第三課勤務ヲ命ス(正前海軍航空本部)

○雜款

○電話架設
海軍航空本部技術部第二課長海軍機關大佐多田力三宅
(世田谷區玉川等々力町三ノ二七九)
田園調布 三七七六

海軍公報 第三千三百三十三號 昭和十三年五月十二日

(號外一葉添)二四一

海軍公報 號外

海軍大臣官房

昭和十三年五月十二日(木)

○令達

官房第二四八五號

本月五日長谷川前支那方面艦隊司令長官復命ノ際左ノ勅語ヲ又同日同司令長官 皇后陛下ニ拜謁ノ際左ノ御言葉ヲ賜リタリ

昭和十三年五月十二日

海軍大臣

昭和十三年五月五日長谷川前支那方面艦隊司令長官復命ノ際賜リタル

勅語

卿前ニ第三艦隊司令長官トシテ次テ支那方面艦隊司令長官トシテ閣外ノ重任ヲ荷ヒ困難ナル戦局ト錯綜セル國際關係トノ間ニ處シ克ク其ノ任務ヲ遂行シ皇軍ノ威武ヲ中外ニ宣揚セリ朕今親シク復命ヲ聽キ更ニ卿ノ勳績ト將兵ノ忠烈トヲ惟ヒ深ク之ヲ嘉ス

昭和十三年五月五日長谷川前支那方面艦隊司令長官 皇后陛下ニ拜謁ノ際賜リタル

御言葉

此度ノ事變ニ際シテハ幾多ノ難局ニ處シ克ク其ノ重任ヲ完ウシテ我カ海軍ノ光輝ヲ發揚シタコトハ洵ニ御苦勞ヲシタ本日凱旋ヲ喜ハシク思ヒマス今後モ自愛シテ御奉公ヲ勵ム様ニ

海軍公報 號外

海軍公報

第三千三百三十四號

昭和十三年五月十三日(金)

海軍大臣官房

○辭令

東京帝國大學教授 小野 鑑正

海軍工廠造機部ニ於ケル造機業務ヲ囑託シ報酬年額六百圓ヲ贈與ス(海軍省)

故海軍三等兵曹小林政吉母 小林 しか
昭和十年海軍省告示第六號ニ依リ特ニ金四百圓ヲ賜フ(海軍省)

○雜款

○電話番號變更

海軍砲術學校長海軍少將大川内傳七宅(東京市大森區南千束町三三五)

荏原 三〇七三番

○宿所竝電話

海軍艦政本部部員海軍大佐有賀武夫宅(世田谷區松原町四ノ一四〇)

松澤 二四九六番

海軍公報 第三千三百三十四號

昭和十三年五月十三日

二四三

海軍公報 號外

昭和十三年五月十三日(金)
海軍大臣官房

○通牒

官房第二四八二號

昭和十三年五月十二日

海軍次官

各廳長殿

國民貯蓄獎勵ニ關スル件申進

首題ノ件ニ關シ閣議ニ於テ別紙ノ通申合有之候條可然
配意相成度

(別紙)

內閣閣甲第一〇八號

昭和十三年四月十九日

內閣書記官長 風見 章

海軍大臣 米内光政殿

國民貯蓄獎勵ニ關スル件

標記ノ件本日閣議ニ於テ別紙ノ通申合有之候條可然御
配意相煩度依命此段及通牒候

海軍公報 號外

(別紙) 國民貯蓄獎勵ニ關スル件

今後發行セラルベキ巨額ナル國債ノ消化ヲ圖リ、且ツ
必要ナル生産力擴充資金ノ供給ヲ圓滑ナラシムル爲ニ
ハ此ノ際資本ノ蓄積ヲ圖ルノ要アリ、又將來支出セラ
ルベキ巨額ナル政府資金ノ國內散布ニ依リ生ズル臨時
的國民所得ガ消費ノ増加ニ振向ケラルルニ於テハ物資
ノ不足物價ノ騰貴ヲ招來シ、其ノ經濟界ニ及ボス惡影
響至大ニシテ延テハ軍需竝ニ國民生活ニ支障ヲ生ズル
虞大ナリト認メラルルヲ以テ此ノ際國民ヲシテ出來得
ル限リ貯蓄ニ努メシムルハ最モ緊要ナリ。依テ政府ハ
大體左記方針ニ依リ國民ノ貯蓄獎勵ニ努ムルモノトス。
一、國民一般ニ從來行ヒ來リタル程度ノ貯蓄ノ外
事變前ニ比シ所得ノ増加シタル者ニ對シテハ從
來ニ比シ其ノ生計ヲ膨脹セシムルコトナク、原
則トシテ其ノ増加所得ノ全部ヲ出來得ル限リ貯
蓄ニ向ハシムルコト
右ノ外國民全般ニ於テモ出來得ル限リ貯蓄ヲ增

加スルコト

二、貯蓄ノ方法ハ確實ナルモノナラバ如何ナル方法ニ依ラシムルモ可ナルコト

三、各種金融機關ニ集積スル貯蓄額竝ニ國債公社債等ニ對スル直接投資額トシテ大體今後一年間ニ増加ヲ要スル國民貯蓄ノ額ハ約八十億圓程度ヲ目標トスルコト、但シ政府資金撒布其ノ他經濟狀況等ニ依リ適當ノ斟酌ヲ加フルコト

四、貯蓄ノ大増加ヲ要スル理由竝ニ其ノ經濟界ニ及ボス影響等ニ付國民全般ニ充分徹底スル様説明ニ努メ以テ國民ノ心ヨリノ理解ニ基ク協力ヲ促進スルコト

(附記)

尙軍需資材其ノ原料、材料、輸入品、輸入品ヲ原料トスル國內製品竝ニ此等ノモノト同種類ノ純國産品ヲ主眼トスル所謂物ノ方面ニ重點ヲ置ク消費節約ヲ更ニ一層徹底セシムルコトノ必要ナルハ勿論ナリ。

事變當初ニ於テハ緊縮警戒ノ氣分濃厚ニ過ギ純國産品ニ於テハ國內産業ヘノ關係上却テ消費ノ増加ヲモ必要トスル狀況ナリシモ現在ニ於テハ多額ノ政府資金ノ撒布ニ因ル一般消費增加ノ結果、平和産業的純國産品ニ於テモ大體價格ノ騰貴ヲ來セル狀況ナルヲ以テ貯蓄

獎勵ニ依リ此等ノ物資ニ對シ一般的需要ノ増加ヲ惹キ起サシメザルコトモ物資需給ノ調節上又物價對策上必要ナリ

(參考)

國民貯蓄獎勵に關する説明

一、國民貯蓄の大増加は國債消化と生産力擴充の爲絶對必要である。

今後事變の爲支出せらるべき經費としては、第七十三回帝國議會に於て四十八億餘萬圓の臨時軍事費の協賛を経たのであるが、之に本年度一般會計の歳出三十餘億圓を加へるときは、其の合計額は八十億圓を越ゆる巨額に達するのである。而して此等の財源として大體今後一年間に發行する國債は五十餘億圓に達するものと豫想せられるのである。此の巨額の國債が圓滑に消化せられるや否やは事變下に於ける財政經濟政策の成否の分るる所である。又日滿を通ずる軍需工業其の他時局關係産業の生産力擴充を圖るの急なることは言を俟たない所であつて、之が爲要する資金も亦極めて多額に上ることは想像に難くないのである。此の國債の圓滑なる消化を圖り、生産力擴充資金を供給する爲必

要な資金の源泉としては殆んど全部が國民の貯蓄に依る資金の蓄積に俟たねばならぬのであるから、此の際國民貯蓄の一大増加を圖るの要緊なるものがあるのである。

一、貯蓄増加總額の目標

各種金融機關に集積する貯蓄額並に國債公社債等に對する直接投資額として今後一年間に増加することを必要とする國民貯蓄の額は經濟界の狀況、政府資金の散布額如何等に依つて異なるけれども大體約八十億圓程度を目標とすべきである。然らば何故約八十億圓程度を目標とするかと謂ふに今後一年間の國債發行額は五十億圓を超ゆる豫想であつて之を消化する爲には五十億圓に近い資金を要し又生産力擴充資金を今後一年間に大體三十億圓以上を要する見込であるから此の兩者を合せれば八十億圓以上の資本の増加を必要とするのである。今後經濟活動の増大に伴つて日本銀行券の或程度の膨脹も必然であつて現に第七十三回帝國議會に於て保證準備擴張の法律も通過した様な次第であり之を細かく謂へば數億圓程度は通貨膨脹に依つても支辨される譯であるから資金蓄積の目標としては先づ大體に於て八十億圓程度が適當であると考へる。

一、斯る貯蓄増加の資金が民間に在るか
事變前に於ける一年間の國民全體の金錢貯蓄並に有價證券の形に於ける貯蓄の増加額即ち各種の銀行預金、信託預金、郵便貯金、民間保險及簡易保險の準備金の増加額、各種組合貯金の増加額等、其の他個人の金融機關を通さない直接公社債株券等に對する投資増加額の合計は三十億圓近くに上つて居るのである。此の形に於ける貯蓄額は昭和十二年は事變關係の政府資金散布の影響もあるので大いに増加して居るが本年は事變關係の政府資金の散布がなくとも三十億圓以上に上ると云ふことは容易に想像出來るのである。

而して前にも説明せる如く事變に依り約五十億圓以上の政府資金の増加散布が行はれることは大體に於てそれだけ政府の購買力を増加することであり、此の政府の支出に對して物品や勞力を供給するものはそれだけの資金を收得し、之が殆んど全部國民の所得となり貯蓄に振向け得るのであつて、金の現送の程度を大體新資金の範圍に止める今日に於て、殊に爲替管理に依つて資本の國外逃避を防止して居る現在に於ては此の資金の内、外國に流出する金額は極めて少いのである。勿論政府資金が散布せられて之が國民の所得に歸し貯

蓄となつて還流する迄の間には若干の時間的経過を要するが、大體之に依つて新に増加する貯蓄が約五十億圓程度に上り、之に普通に増加するもの約三十億圓があるから八十億圓程度の貯蓄を増加することは不可能ではないのである。之を反面より謂へば大體に於て國民の個人的消費總量は事變前に比して減ずることもなく政府の總消費量は大いに増加するのであつて、國民全體としては從來程度の消費に食ひ込むことなく此の程度の貯蓄を増加することが出来るのである。

一、國民各自の貯蓄の程度

然らば國民各自はどの程度に貯蓄をすれば良いかと云ふ點に付ては大體右に述べた趣旨から謂つて事變前に比して所得の増加した者は其の増加所得の全部を貯蓄して貰ひ度いと云ふ自然の結論になつて來るのである。然し乍ら事變下に於ける國民全般の協力と謂ふ建前から謂つても此の際所得の増加せぬ人も其の生計状況等に依つて異なる所はあるけれども、やはり相當の金錢貯蓄をして貰ふことが必要である。何となれば此の際所得の増加した人も細かに考へれば多少費用のかかる場合も絶無とは謂へぬから所得の増加した方面のみに貯蓄を求めのでは不充分であつて所得の増加せぬ

人も出来る丈貯蓄して貰はねばならぬのである。

一、貯蓄が増加しなければ如何なる害が起るか
 一年五十億圓以上の政府資金が餘分に撒布され之に伴つて國民の所得が臨時的に著しく増加するに拘らず此の増加所得が貯蓄せられざるときは國債の不消化が起り又生産力擴充資金の供給が不能に陥ることは素より明かである。又此の増加所得が總て個人的消費の増加に振向けられるに於ては、一般物資に對する需要の激増を來すことは明かである。此の需要増加に對しては平時ならば出來得る限り其の供給の増加を圖るべきであるが、此の供給の増加を圖る爲には生産設備の擴張、原料の輸入等が必要とするけれども其の方面の生産設備の擴張、原料の輸入等は軍需資材の供給を確保し又國債收支の均衡を維持せねばならぬ今日に於ては軍需關係産業の生産力擴充と其の原料の輸入に力を注ぐ結果として反面に於て國內消費的平和産業に力を注ぐことが出來ない事情にあるのである。従つて需要の増加は物と金との調和を破壊し物資の不足、物價の騰貴を招來し、延いては輸出力を減殺し、軍需の供給にも支障を來し又國民經濟の運行を阻害し、國民生活に壓迫を加ふるに至るのである。而して之が極端に行け

ば所謂悪性インフレとなるのである。即ち此の點より見るも貯蓄を奨励して此等國內に撒布せられた資金の還流を圖することは極めて緊要である。

一、貯蓄奨励は不景氣を招来しはせぬか

貯蓄奨励と謂へば直ちに消費の減退を來し産業に打撃を與へ不景氣を招来するものと考へる向もあるが、今回の貯蓄奨励は事變に關聯する多額の國費の撒布に伴つて生ずる國民の臨時的増加所得を貯蓄に向はしめることを主眼とするものであつて、國民の從來の消費を著しく減少せしめて之を貯蓄せしめんとするものではないのである。

今後軍需工業に在つては政府資金の支拂に依り益々活況を呈するは明かであり、平和産業に在つても國民の消費は從來の額を下る様なことはないのであるから、此の際擴張こそ行はないとしても、從來通りの活動は爲し得るのである。従つて貯蓄奨励に因り産業に打撃を與へ之を萎靡沈滞せしめることはないのである。

一、物價騰貴及増税と貯蓄奨励との關係

今回の貯蓄奨励は時局に依り所得の増加せる者に主力を注がんとするものであるが、尙此の際所得の増加せざる者に在つても生活に餘裕のある者は勿論、然らざ

る者も努めて冗費を省き貯蓄に努むることが必要であることは前述の通りである。最近に於ては物價騰貴の傾向に在る際、又一方に於ては増税の影響もあるのである。此の際所得の増加せざる者に對しても貯蓄を爲さしむるのは極めて困難であるとの説を爲す者もある。之は或程度尤もの點もあるが國民が此の重大なる時局を切抜ける爲には相當の苦痛の伴ふのは已むを得ない所であつて、物價騰貴の程度も現在に於ては未だ餘り甚しくない今日、此の程度の決心は持つて貰はなければならぬ。而かも斯くすることに依つて物價騰貴の増勢を防ぎ得るのであつて若し貯蓄増加が出來なければ物價は益々騰貴し生計は益々困難を加へることになるのである。

勿論此の際物價騰貴即ち貨幣價値の低落を防止することは極めて必要であり之が爲には政府に於ても必要な措置を採つて居るのであつて其の基本的なものは爲替相場の堅持である。又物價騰貴には個々の物資に於て或は輸入關係其他夫々固有の原因があるので之を充分検討して各物資に於て適當な對策を講じなければならぬのであるが、政府に於ては中央地方に物價委員會を設置し、需給の調節、配給組織の改善、暴利取締

等適切な方策を講じて居るのであるから國民は此の點に付ては充分政府を信頼して貰ひ度いのである。

一、貯蓄奨励と選擇的消費節約

政府は事變當初所得の増加せる者の増加所得の貯蓄と同時に物資に關する選擇的消費節約を唱へたのは御承知の通りである。此の物資に關する選擇的消費節約は軍需資材及其の原料材料、輸入品及輸入品を原料とする國內製品並に此等のものと同種類の純國産品に付て唱へたのであるが、此の政策は國際收支の均衡を維持する建前から又軍需の供給に遺憾なからしめる爲にも事變の繼續する限り是非共必要であるばかりでなく、更に一層此等物資の消費節約を徹底することが必要である。而して其の結果として金が残れば貯蓄にも役立つのであるが、此の際は之とは別に又金錢の方面からも貯蓄の増加を圖ることが必要である。貯蓄とは收入の一部を使はぬことであつて金錢の消費節約であるが、其の結果物を買ぬから物の消費節約ともなるのである。然し乍ら國民經濟的に全體的に見れば物の消費節約と云ふよりも寧ろ物の消費増加の抑制と云ふ方が適當かも知れぬ。只老婆心乍ら附け加へるが貯蓄の爲に健康を犠牲にする様なことは避けねばならぬ。國

民は旺盛なる健康と元氣を保持せねばならぬから食料品等は贅澤は避くべきであるが其の健康と元氣の保持に必要なものを餘り節約することは注意する方が良いと思ふ。

一、政府側の方策

貯蓄奨励の實行に當つては中央地方を通じ統一ある組織の下に全國に互り一大國民運動として之を行ふことに依つて初めて其の實効を期待し得るものである。依つて政府は貯蓄奨励に關する事務を擔當せしむる爲大藏省に國民貯蓄奨励局を設置し且つ貯蓄奨励に關する重要事項及其體の方策等に付諮問する爲國民貯蓄奨励委員會(假稱)を置くこととした外、舉國一致の體制を採る爲政府各部内は素より各種自治團體其の他民間各方面の協力を得て、政府民間、中央地方の密接なる連絡の下に全國に貯蓄奨励の普及徹底を圖り度いと考へて居る。即ち朝野官民凡ゆる方面の協力を求めるのである。國民精神總動員の中央地方團體は勿論、貴衆兩院議員の援助を求めねばならぬ。金融機關の援助も求めねばならぬ。在郷軍人會にも、青年團にも、婦人會にも、宗敎家にも、教育家等にも總て國民の各方面の協力を求めて行かねばならぬのである。

而して貯蓄實行の第一線の機關としては或は銀行、會社、工場等企業主體又は職場を單位とし或は官廳を單位とし或は市區町村等の地域を單位とし或は青年團、婦人會其の他の團體を單位とする貯蓄組合を結成し俸給、給與、賞與等の支拂に當り其の一部を天引して貯金せしめ又は毎月収入の一部を貯金せしめる等貯蓄實行の斡旋を爲さしめる方法に依る計畫である。

尤も貯蓄獎勵の實施に當つては各地方に於ける政府資金の撤布狀況其の他經濟狀態を充分に參照して緩急宜しきを得る様に致し度いと考へて居る。

一、貯蓄の具體的方法

而して貯蓄の具體的方法としては確實なる方法ならば如何なる方法に依つても差支へないのであつて、郵便局賣出國債の直接買入は勿論、銀行預金、金銭信託、郵便貯金、産業組合貯金、無盡掛金、各種保險及郵便年金への加入、割増金附貯蓄債券の買入等各人の最も便宜とし且つ好む方法を選べば好いのである。此の結果として金融機關の預金、貯金、信託等は著しく増加することとなるのである。或は動もすれば政府が郵便貯金の獎勵をすれば銀行の預金等が減少すると云ふ様な感じを起す向もあり、此の點に付ては勿論多少技術

的の調節を必要とする場合もあるかも知れぬが、兎に角各金融機關は孰れも多額の資金が流入して來ることになるのであり又流入して來なければならぬのであるから、金融機關は此の際特に其の公共的性質を發揮して國家の爲に貯蓄の集積に努力して貰ひ度いのである。而して資金が此處に集積せられれば其の資金は外國爲替管理法に依り國外への流出を防止され又國內に於ては臨時資金調整法に依つて現下の時局に於て不急不要の方面へ廻らぬ様な措置が講ぜられて居るから、金融機關等を通じて國債の消化其の他時局に必要な産業資金に使用せらるる結果となるのである。

一、結論

大體以上を以て特に此の際に於ける貯蓄の必要なる所以及政府の意のあるところを説明したのであるが、此の貯蓄獎勵の大事業が成功すると否とは非常時財政經濟政策の成否に重大な關係があり、若し之が好成績を收めなければ事變の目的を達成するに必要な背後の經濟力に至大の悪影響を及ぼす虞があるのであるから、國民全部が老若男女を問はず、又指導階級なると實行階級なるとを問はず、充分其の趣旨を諒解して實効を收むる様協力され度い。殊に陸海軍の將兵が現地に於

て身命を賭して國家の爲に戦つて居る際、又事變の影響に依り積極的に収入の減少した人々もある中にあつて、此の際収入増加した人々は誠に幸な人であるといはねばならぬ。収入の増加は勿論當人の力にも依るところであるが國家の恩澤に依る所も多分にあるのみならず、其の収入の増加は直接間接に國民全般の負擔に依るものであるから、此の點を良く認識して其の増加所得は貯蓄して貰ひ度いのである。之を道義的に見ても此の際身命の犠牲を拂ふ人もあり又収入の減少して居る者があるのに、収入の増加した者が之を華美に消費することは感心出來ないのである。又個人經濟の上から見ても事變後収入の減少する場合も考へねばならぬが斯る場合に一度向上せしめた生活を低下せしめることは極めて困難であるが、生計を膨脹せず貯蓄をして置けば將來の生活を安定せしめることになるのである。即ち此の際増加所得を貯蓄することは個人經濟上は勿論、更に國家的にも道義的にも必要且つ有意義のものであるから、此の點を充分理解して全幅の協力をして貰ひ度いのである。

海軍公報

第三千三百三十五號

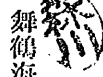
昭和十三年五月十四日(土)

海軍大臣官房

○ 辭令

廣海軍工廠造機部ニ於ケル業務囑託

一 藤 敏男



舞鶴海軍工廠機關實驗部ニ於ケル業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千百參拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇

トス(海軍省)

○ 雜款

退役海軍主計大佐正五位勳三等西 幸廣 本月十二日卒去、本十四日午後二時ヨリ同三時迄神奈川縣鎌倉町小町四五三自宅ニ於テ佛式ニ依リ告別式執行

海軍公報 第三千三百三十五號 昭和十三年五月十四日

二四五

海軍公報

第三千三百三十六號

海軍大臣官房

昭和十三年五月十六日(月)

○令達

官房第二五八五號

昭和十三年五月十六日

海軍大臣

關係所屬長官殿



靖國神社合祀未濟者調査ノ件訓令

昭和六年乃至九年事變及今次支那事變ニ關シ昭和十二年十二月三十一日迄ニ死歿シタル左記該當ノ軍人軍屬等ニシテ靖國神社ヘ合祀未濟ノ者ヲ鎮守府司令長官ハ在籍特務士官以下ノ軍人並ニ所屬判任官以下ノ軍屬等ニ付、其ノ他ノ所屬長官ハ所屬判任官以下ノ軍屬等ニ付調査ノ上別紙書式ノ名簿ニ戸籍抄本ヲ添ヘ來七月十五日迄ニ本省ニ到達スル様提出スベシ

記

- 一 戦死又ハ戦傷ノ爲死歿シタル者
- 二 事變地ニ於テ流行病ニ罹リ又ハ自己ノ重大ナル過

- 失ニ因ラズシテ傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者
- 三 事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者
- 四 事變地ニ於テ自殺シタル者ニシテ其ノ情狀合祀ヲ至當ト認ムベキ者

(別紙)

書式(用紙美濃紙)

靖國神社合祀海軍軍人軍屬名簿

遺族	現住所	本籍地及族稱	生年月日	官(職)位勳功爵氏名
	續柄及氏名			

所屬部隊	死亡事由
軍艦何、第何艦隊、第何驅逐隊、何特別隊、何航空隊等	昭和何年何月何日何地ノ戦闘ニ於テ腹部貫通銃創(何々)ヲ受ケ戰死 又ハ 昭和何年何月何日何地ノ空襲ノ際敵防禦砲火ヲ被リ何々地ニ突入(何々)戰死 又ハ 昭和何年何月何日何地ノ戦闘(匪賊討伐)ニ於テ左胸部貫通砲彈片創(何々)ヲ受ケ負傷、何年何月何日何病院(何地)(何)ニ於テ該傷ニ因リ死亡 又ハ 昭和何年何月何日何地ノ空襲爆發後行方不明トナリ何月何日戰死ト認定 又ハ 昭和何年何月何日何地ニ於テ事變ニ關スル勤務ニ從事中公務ノ爲何病ニ罹リ何年何月何日何病院(何地)(何)ニ於テ死亡
(備考)	
<p>一、本名簿ニ添付スベキ戸籍抄本ハ同一戸籍内ニアル者ノ全部ノ名及續柄等(事項省略)竝ニ本人死亡ノ事項ヲ記載シアルモノナルコト</p> <p>二、事變地以外ノ地ニ於ケル傷痕、疾病ニ依ル死歿者ハ事變ニ直接關係スル公務ニ基因シ事變功績特ニ顯著ナル者ニ限ル</p> <p>三、事變地ニ於テ自己ノ重大ナル過失ニ因ラズシテ</p>	
<p>傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者、事變地以外ノ地ニ於テ事變ニ關スル公務ノ爲傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ之ガ爲死歿シタル者又ハ事變地ニ於テ自殺シタル者ニアリテハ負傷罹病等ノ原因及經過ヲ記載シタル書類ヲ添付ノコト</p> <p>四、兵役免除又ハ退職後自宅等ニ於テ死亡シタルモノハ疾病ノ原因及經過ヲ記載シ地方醫師ノ診斷證明書ヲ添付ノコト</p> <p>五、傷痕、疾病ニ依ル死歿者ハ其ノ負傷又ハ發病ノ日ヨリ概ネ三年以内ニ於テ死歿シタル者ニ限ル</p> <p>六、本名簿ハ一枚ニ一名限リ記載ノコト</p> <p>七、本名簿ハ官等順ニ(同一官等ノモノハ死亡日ノ前後ニ依ル)假綴トシ一連名簿ヲ附スルコト</p>	
○ 通 牒	
<p>軍務二第一三五號 昭和十三年五月十六日 海軍省軍務局長 吳鎮守府 參謀長殿 第一、二艦隊 外國船内地不開港場寄港ノ件通牒</p>	

外國船内地不開港場寄港出願ニ對シ今般別表ノ通免狀
交付ノ旨通牒有之候
(別表一葉添)

○辭令

○昭和十三年五月十六日

海軍屬兼海軍書記 濱岡 好人

免本官專任海軍書記
給五級俸

海軍書記 九嶋 政治

歸朝ヲ命ス

同 濱岡 好人

海軍艦政本部造船造兵監督書記ヲ命ス
獨國へ出張ヲ命ス

故海軍特務中尉下山義一妻 下山いよの

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千六百圓ヲ給與ス

昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金六百圓
ヲ賜フ

故海軍特務少尉柳川 稔妻 柳川 ナミコ
昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千四百圓ヲ給與ス

昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金參百圓
ヲ賜フ

故海軍一等兵曹工藤磨吉郎母 工藤 フデ
昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千貳百圓ヲ給與
ス

昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金貳百圓
ヲ賜フ

故海軍三等兵曹反後卯一父 反後 大五郎

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金六百五拾圓ヲ給與ス
昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金五百五
拾圓ヲ賜フ

故海軍三等兵曹長橋三郎父 長橋 貞助

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス

(通各) 故海軍一等機關兵佐藤敏香父 佐藤 多市
故海軍二等機關兵中尾政繼父 中尾 榮松
同 堀川 孝父 堀川 森太郎

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金九百圓ヲ給與ス

故海軍三等兵曹水迫道信父 水迫 三之助
昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス

昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金六百圓
ヲ賜フ

(通各)

故海軍三等兵曹松尾秀俊父 松尾 卯太郎
 故海軍三等機關兵曹中川留作父 中川 喜三郎
 同 長嶺儀之父 長嶺 由兵衛

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス

(通各)

故海軍一等水兵野田勘三郎父 野田 龜松
 同 新美只平父 新美 治平
 同 池田峯夫父 池田 善六
 同 藥師寺萬平父 藥師寺 六藏
 同 頼永一父 頼永 助太郎
 同 丸尾貢母 丸尾 ヨシヲ
 同 川原瑞司父 川原 惣太夫
 故海軍一等機關兵押川弘一父 押川 一
 故海軍二等水兵 堀口 龍父 堀口 富太郎
 同 小黒勝父 小黒 龜太郎
 同 田原次雄父 田原 末吉
 同 高田達男母 高田 さみ
 故海軍二等機關兵三好 明父 三好 伊之助
 同 外末次父 外末 仲藏

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金九百圓ヲ給與ス(以上海軍省)

海軍兵學校ニ於ケル柔道教員囑託ヲ解ク(昭和十三年海軍兵學校) 中村 壽夫

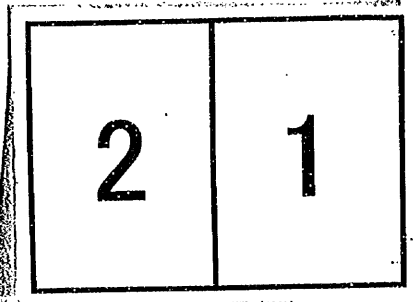
○ 雜 款

○ 服役
 左記ノ者五月十六日海軍武官服役令第八條ノ規定ニ依ル現役ニ服セシメラル

記

海軍軍醫中尉 西 元 英 士
 同 小山 正 信
 同 瀧口 清 一郎
 同 林 秀 夫
 同 上 原 弘 治
 同 早 川 貞 雄
 同 八 代 正 雄
 同 松 岡 春 三
 同 中 村 寛 象
 同 稻 葉 玉 六

分割撮影ターゲット

分割した部分の撮影順序	
分割撮影した理由	A 3版以上のため
文書等名	不開港場寄港免状要領
上記のとおり分割撮影したことを証明する。	

不問港場寄港免狀要領

(昭和十三年五月十六日公報別表)

寄港地名	航路	寄港ノ目的	綱具ノ装置	噸數	船主氏名及國籍	種類	國籍	船名	番號
大阪府	大阪灣ヨリ瀬戸内海ヲ經テ大分縣ニ至ル各港岸	娛樂	カッター	七噸	諸成人 ヨハン・ブランド	帆船	英國	N二十三號	第一九六號
兵庫縣	佐野、日野、岸和田、濱寺、堺、住吉、大津	同上	同上	同上	英國人 テイ・ユム・ミルン	同上	英國	クレツシダ號	第一九七號
岡山縣	日生、井上、鹿久居、曾島、鴻島、大分府島、牛窓、前島、黒島、青島、大島、朝日、西大寺、福島、岡山、妹尾、八濱、小車、井島、宇野、日比、味野、下津井、六日島、長島、玉島、長尾、黒崎、眞鍋島、北木島、白石島、大高島、神島、片島、笠岡	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
香川縣	引田、安戶、松原、三本松、津田、小田、志度、小豆島、豊島、井島、直島、栢島、男木島、屋島、女木島、湯元、古高松、高松、香西、下笠井、本島、榎石島、廣島、手島、佐柳島、高見島、坂田、丸龜、宇多津、多度津、栗島、觀音寺	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
愛媛縣	波止濱、今治、壬生川、新居濱、大島、小島、高井、神島、津島、馬刀島、小部、菊間、北條、小安居島、安房島、大館島、怒和島、團月島、野郎島、中島、津和地島、二神島、山利島、興居島、三津濱、長濱	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
廣島縣	福山、鞆、仙醉島、田島、百島、松永、向島、宮島、大崎下島	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
山口縣	屋代島、平郡島、室津、長島、佐倉島、牛島、祝島、室秋、三田尻、向島、中ノ関	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
大分縣	姫島、守江、別府	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
福岡縣	字ノ島	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

航行心得 (免狀裏面)

- 一 本船ハ帝國法令條約ヲ遵守スルハ勿論表面記載ノ各港ニ於テ警察規則及各種港則ヲ遵守スヘシ
- 二 本免狀ハ何時タリトモ當該官吏ノ求メニ應シ其ノ検査ヲ受クヘシ
- 三 本船ハ本免狀記載ノ目的外ニ使用スヘカラス殊ニ表面記載ノ各港間ニ於テ貨物旅客ノ運搬ヲ爲スヘカラス
- 四 毎航行ニ於ケル巡航日時ヲ豫定シ就航前本船所有者ノ住所ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツヘシ巡航日時ヲ著シク變更シタルトキ亦同シ
- 五 毎航行ニ於ケル就航前本船々員及船員以外ノ乗船者ノ氏名、國籍、住所及職業ヲ前項ノ地方長官ニ届出ツヘシ
- 六 本免狀ニ記載セル船長ヲ變更セムトスルトキ又ハ船長以外ノ者ヲシテ其ノ職ヲ執ラシメムトスルトキハ豫メ第四項ノ地方長官ニ届出ツヘシ
- 七 瀬戸内海ノ航行ニ付テハ大阪府佐野ト兵庫縣志筑、兵庫縣佛崎ト香川縣引田、愛媛縣長濱ト大分縣鶴崎、山口縣植生ト福岡縣稚田ヲ結フ線外ヲ航行スヘカラス
- 八 廣島縣及愛媛縣海面中三原西端、因ノ島、弓削島(以上東端)、伯方島、大三島、大崎上島、三角島、豐島、尾久比島、上黒島、小館島、横島(以上南端)、大黒神島、小黒神島、小那沙美島、津久根島(以上西端)及五日市ヲ連スル線内ニ立入ルヘカラス
- 九 山口縣海面中澎良島南端、端島西端、保高島北端、小柱島、續島、特半島(以上

噸數	網具ノ裝置	橋ノ數	寄港ノ目的	航路	寄港地名	有效期間	許可年月日
七噸	カッター	一本	娛樂	大阪灣ヨリ瀬戸内海ヲ經テ大分縣ニ至ル各沿岸	<p>大阪府 佐野、具塚、岸和田、濱寺、堺、住吉、大津、兵庫縣 尼ヶ崎、鳴尾、今津、西ノ宮、打出、芦屋、清水、魚崎、住吉、御影、須磨、垂水、舞子、明石、二見、八家、飾磨、網干、室津、坂越、赤穂、志筑、假屋、岩屋、野島、富島、那家、江井、新在家、男鹿島、家島、坊勢島、西ノ島</p> <p>岡山縣 日生、片上、鹿久居島、曾島、鴻島、大多府島、牛窓、前島、黒島、黄島、青島、太島、朝日、西大寺、福島、岡山、妹尾、八濱、小車、那島、宇野、日比、味野、下津井、六日島、長島、玉島、長尾、黒崎、眞鍋島、六島、大飛島、小飛島、北木島、白石島、大高島、神島、片島、笠岡</p> <p>香川縣 引川、安戸、松原、三本松、津田、小田、志度、小豆島、豊島、非島、直島、植島、男木島、屋島、女木島、湯元、古高松、高松、香西、下笠井、本島、榎石島、廣島、手島、佐柳島、高見島、坂田、丸龜、宇多津、多度津、粟島、觀音寺</p> <p>愛媛縣 波止濱、今治、壬生川、新居濱、大島、小島、高井、神島、津島、馬刀灣、小部、菊間、北條、小安居島、安居島、大筒場島、怒和島、陸月島、野怒那島、中島、津和地島、三神島、山利島、興居島、三津濱、長濱</p> <p>廣島縣 福山、鞆、仙醉島、田島、百島、松永、向島、宮島、大崎下島</p> <p>山口縣 屋代島、平那島、室津、長島、佐合島、牛島、祝島、室積、三田尻、向島、中ノ關</p> <p>大分縣 姫島、守江、別府</p> <p>福岡縣 宇ノ島</p>	自昭和十三年五月十六日 至同十三年八月三十一日	昭和十三年五月十六日
三噸半	帆二組及同附屬網	同上	同上	<p>大阪府同上</p> <p>兵庫縣 尼ヶ崎、鳴尾、今津、西ノ宮、打出、芦屋、深江、青木、魚崎、住吉、御影、須磨、屋屋、垂水、舞子、明石、藤江、江井ヶ島、二見、魚住、八家、白濱、妻鹿、飾磨、網干、岩屋、坂越、赤穂、男鹿島、家島、西ノ島、坊勢島、黒島、志筑、佐野、假屋、岩屋、野島、富島、室津、尾崎、那家、江井、新在家</p> <p>岡山縣 日生、片上、牛窓、小車、鹿久居島、大多府島、曾島、鴻島、長島、前島、黒島、大島、朝日、西大寺、岡山、妹尾、八濱、日比、味野、下津井、玉島、笠岡、眞鍋島、北木島、白石島、大高島、神島、片島、福島、黒崎、長尾、青島、黄島、非島、六日島、六島、大飛島、小飛島</p> <p>香川縣同上</p> <p>愛媛縣同上</p> <p>廣島縣同上</p> <p>山口縣 屋代島、室津、室積、三田尻、平那島、長島、佐合島、秋穂、牛島、祝島、向島、中ノ關</p> <p>大分縣同上</p> <p>福岡縣同上</p>	同上	同上	
<p>航行心得 (免狀裏面)</p> <p>一 本船ハ帝國法令條約ヲ遵守スルハ勿論表面記載ノ各港ニ於テ警察規則及各種港則ヲ遵守スヘシ</p> <p>二 本免狀ハ何時タリトモ當該官吏ノ求メニ應シ其ノ検査ヲ受クヘシ</p> <p>三 本船ハ本免狀記載ノ目的外ニ使用スヘカラス殊ニ表面記載ノ各港間ニ於テ貨物旅客ノ運搬ヲ爲スヘカラス</p> <p>四 毎航行ニ於ケル巡航日時ヲ豫定シ就航前本船所有者ノ住所ヲ管轄スル地方長官ニ届出ツヘシ巡航日時ヲ著シク變更シタルトキ亦同シ</p> <p>五 毎航行ニ於ケル就航前本船々員及船員以外ノ乗船者ノ氏名、國籍、住所及職業ヲ前項ノ地方長官ニ届出ツヘシ</p> <p>六 本免狀ニ記載セル船長ヲ變更セムトスルトキ又ハ船長以外ノ者ヲシテ其ノ職ヲ執ランメトスルトキハ豫メ第四項ノ地方長官ニ届出ツヘシ</p> <p>七 瀬戸内海ノ航行ニ付テハ大阪府佐野ト兵庫縣志筑、兵庫縣佛崎ト香川縣引田、愛媛縣長濱ト大分縣鶴崎、山口縣埴生ト福岡縣稚田ヲ結フ線外ヲ航行スヘカラス</p> <p>八 廣島縣及愛媛縣海面中三原西端、因ノ島、弓削島(以上東端)、伯方島、大三島、大崎上島、三角島、豊島、尾久比島、上黒島、小筒場島、横島(以上南端)、大黒神島、小黒神島、小那沙美島、津久根島(以上西端)及五日市ヲ連ヌル線内ニ立入ルヘカラス</p> <p>九 山口縣海面中澎良島南端、端島西端、保高島北端、小柱島、續島、特半島(以上東端)ヲ連ヌル線内、八崎岬、野島南端、笠戸島火振崎、杵崎ヲ連ヌル線内ニ立入ルヘカラス</p> <p>一〇 本航行心得ニ違背スルトキハ直ニ特許ヲ取消スヘシ</p> <p>一一 特許期間満了ノトキ又ハ特許ヲ取消サレタルトキハ直ニ第四項ノ地方長官ヲ通シ本免狀ヲ返納スヘシ</p> <p>一二 本船ハ出帆前地方廳ノ檢閲ヲ受クヘシ又陸海軍ニ於テ必要ト認ムルトキハ隨時檢閲スルコトアルヘシ</p>							

海軍公報

第三千三百三十七號

昭和十三年五月十七日(火)

海軍大臣官房

○令達

官房第九二九號ノ三

昭和十二年官房第五四五二號中「同 第二百六十六號」ノ次ニ「同 第三百五十二號」ヲ加フ

昭和十三年四月二十八日

海軍大臣

(昭和十二年官房第五四五二號ハ家族移轉料支給停止ノ件ナリ)

○通牒

官房第二六一五號

昭和十三年五月十七日

海軍次官

各廳長殿

官廳用石油ノ消費規正ニ關スル件通牒

首題ノ件ニ關シ商工次官ヨリ別紙ノ通照會有之候處時局ニ鑑ミ石油消費規正ハ極メテ必要ト認メラルルヲ以

テ各部ニ於テハ必要ナル措置ヲ講ジ節約ノ實蹟ヲ舉グル様配慮相成度

(別紙)

一三燃料第三二六號

昭和十三年四月二十七日

商工次官 村瀬直養

海軍次官 山本五十六殿

官廳用石油ノ消費規正ニ關スル件

今般實施セラルル揮發油及重油ノ消費規正ニ關シ官廳用品ハ購買券制度ヨリ除外セラレ居リ候モ本年一月二十一日ノ閣議決定ノ趣旨ニ依リ卒先シテ節減ノ範ヲ垂ルベキモノト被存候ニ付テハ來ル五月一日以降適宜ノ措置ニ依リ最低揮發油三割、重油一割五分ノ節減ノ效果ヲ舉グル様特ニ御協力相煩度此段得貴意候也

○辭令

海軍公報 第三千三百三十七號 昭和十三年五月十七日

二五一

海軍機關學校ニ於ケル獨逸語學教授囑託ヲ解ク(註二)
 海軍省) 平田 元吉

海軍主計特務中尉 鈴木寅次郎
 海軍艦政本部ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託シ報
 酬年額千八拾圓ヲ給ス

千七百四拾圓 海軍主計大佐 今井 三二
 千六百八拾圓 海軍主計中佐 中澤 清
 (通各) 千參百貳拾圓 海軍主計中尉 櫻井 三郎
 九百七拾貳圓 海軍看護特務中尉 大堀 猪次郎

橫須賀海軍工廠ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託シ
 報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給ス

五千四百圓 草野 眞五
 四千九百八拾圓 兒玉 榮一郎
 四千五百六拾圓 野口 涉
 四千五百圓 根本 衛
 四千貳百圓 中村彦左工門
 四千六拾八圓 鈴木 保
 四千貳拾圓 大坪 佑二
 參千九百八拾四圓 西願 忠雄

(通各) 參千六百圓 桑原 藤馬
 參千六百圓 猪鹿 倉三郎
 參千參百圓 中澤 盛典
 參千貳百四拾圓 柿沼 哲治

參千貳百拾圓 三好 美夫
 貳千八百八拾圓 關澤 外史
 貳千五百貳拾圓 岡柳 三枝

貳千貳百參拾貳圓 坂本 勇一郎
 貳千百六拾圓 平山 照男

橫須賀海軍工廠ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
 待遇トス

海軍軍醫大尉 伊藤 秀隆
 橫須賀海軍工廠ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託シ
 報酬年額千九百貳拾圓ヲ給ス

千八百圓 波邊 侃
 千八百圓 加藤 雅男
 千八百圓 四元 友明

橫須賀海軍工廠ニ於ケル海軍共濟組合事務ヲ囑託ス
 但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
 待遇トス

海軍看護特務大尉 仙石 利

横須賀海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託シ
報酬年額千六百八拾圓ヲ給ス

(各) 千貳百六拾圓 剛山 常憲
千貳百六拾圓 海軍看護兵曹長 原 久
千貳百圓 吉原 三代

横須賀海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

四千八百壹圓 舛田 義三
四千五百五拾參圓 佐藤 道夫

(通各) 參千四百六拾四圓 増 谷 仙
參千五百九拾壹圓 關 通 成
參千六百參拾參圓 難波 松莊

參千六百八拾圓 井上 清
參千六百貳拾四圓 吉田 豊

舞鶴海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

陸軍軍醫少尉 島野 義周
舞鶴海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託シ報

酬年額千九百六拾圓ヲ給ス

貳千參百四拾八圓 奥澤 豊

貳千五拾六圓 笠井 國雄

(通各) 貳千九拾壹圓 渡邊 壽之助

千九百五拾壹圓 辻村 昇

六百六拾八圓 入江 正夫

舞鶴海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額(各頭書ノ通)ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

各) 千四百七拾圓 陸軍藥劑少尉 神谷 守之
(通) 千貳百七拾四圓 海軍看護特務大尉 大橋 忠馬

舞鶴海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託シ報
酬年額(各頭書ノ通)ヲ給ス

舞鶴海軍工廠ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千五百九拾六圓ヲ給シ部内限奏任官
待遇トス

坪内 主計
飯島 和夫

大湊要港部ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託ス
但シ報酬年額千四百拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇
トス

前田 協

馬公要港部ニ於ケル海軍共済組合事務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千貳拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上四〇〇同)

川村 貫治

海軍經理學校ニ於ケル珠算教授ヲ囑託ス

但シ報酬年額四百八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

田中 光三

海軍經理學校ニ於ケル習字教授ヲ囑託ス

但シ報酬年額四百八拾圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上四〇〇同)

田中 自然

嬉野海軍病院ニ於ケル齒科治療ヲ囑託ス

但シ報酬年額六百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス

志滿津 明生

横須賀海軍建築部所掌土木業務ヲ囑託ス

但シ報酬年額千參百圓ヲ給シ部内限奏任官待遇トス(以上十六百海軍省)

○ 雜 款

○進水

軍艦瑞穂五月十六日株式会社川崎造船所ニ於テ進水セリ

前任出納官吏海軍主計大尉 小笠 熊 男

後任出納官吏海軍主計大尉 柴 倉 壽 夫

右五月十三日事務引繼ヲ了ス

(第 五 驅 逐 隊)

海軍公報

第三千三百三十八號

昭和十三年五月十八日(水)

海軍大臣官房

○ 通 牒

經契第三號ノ六三〇

昭和十三年四月一日

海軍省 經理局長

關係各廳長殿

輸入鉛地金單價ノ件通知

三月八日附經契第三號ノ二八六通牒ノ輸入鉛地金統制契約書第四條ニ據ル首題ノ件左記ノ通記

一、期 間

自 昭和十三年四月一日
至 昭和十三年六月三十日

一、單 價

一、海軍各廳納(各廳持込價格)

應 別	品 種 別	單 價 (通ニ付)
横須賀所在各廳	Selby印又ハAsarco印	三〇九二〇〇
	Monterrey印	三一〇九四〇

田浦所在各廳	三〇九二四〇	三一〇八八〇
吳・廣所在各廳	三一二七〇〇	三一四四四〇
佐世保所在各廳	三一六二五〇	三一七九九〇
舞鶴所在各廳	三一三一三〇	三一二八七〇

二、海軍註文工事受註ノ民間工場渡(物品ノ現在スル東ニ於ケル河岸又ハ供給者倉庫渡)

品 種	單 價 (通ニ付)
Selby印又ハAsarco印	三〇二九七〇
Monterrey印	三〇四七一〇

○ 辭 令

海軍省建築局勤務海軍技手 永井 正治
横須賀海軍建築部勤務ヲ命ス

海軍公報 第三千三百三十八號 昭和十三年五月十八日

二五五

海軍艦政本部勤務兼造兵監督助手

海軍技手 鈴木 良平

横須賀海軍工廠勤務ヲ命ス

海軍水路大佐 小川 俊彦

(各通) 同 飯塚 太郎

水路部ニ於ケル測量事務ヲ囑託シ報酬年額千百六拾四圓ヲ給ス

海軍特務大尉 郷家 養藏

海軍航空廠總務部ニ於ケル業務ヲ囑託シ報酬年額八百四拾圓ヲ給ス

後藤 敏

水路部ニ於ケル測量事務囑託ヲ解ク(以上^{十五}海軍省)

○ 雜 款

○ 振替貯金口座番號表中改正

横須賀海軍軍需部ノ項中「東京 八〇、一四四」ヲ

「横濱 七、六八四」ニ、横須賀海兵團ノ項中「同」ヲ

「東京」ニ改ム

(海軍省 經理局)

(會計法規類集下卷七〇七頁參照)

海軍公報

第三千三百三十九號

昭和十三年五月十九日(木)

海軍大臣官房

○辭令

故海軍少佐黒瀬一重妻 黒瀬 満子
昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金壹千圓ヲ賜フ

故海軍機關大佐赤羽銀次郎妻 赤羽 タカ
昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金壹千貳百圓ヲ賜フ

故海軍機關中佐鈴木重初妻 鈴木 信子
昭和十二年海軍省告示第十五號ニ依リ特ニ金壹千圓ヲ賜フ(以上^{昭和十三年}海軍省)

故海軍少佐金子隆司妻 金子 椒枝
昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金貳千參百圓ヲ給與ス
大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ金壹萬圓ヲ給與ス
(各) 故海軍航空特務少尉瀨川昇妻 瀨川 克美
近藤益勇妻 近藤 シク
昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千四百圓ヲ給與ス

大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ金壹萬圓ヲ給與ス

故海軍航空兵曹長平山力松妻 平山 シマ

(通各) 同 石井 範母 石井 ミキ
同 同 山田 茂妻 山田 ミノエ

同 同 原 輝光父 原 富之助

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千參百圓ヲ給與ス
大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ金五千圓ヲ給與ス

故海軍一等航空兵曹阿世知幸妻

阿世知 ハル

(通各) 同 和田 正父 和田 佐太郎
故海軍一等整備兵曹大石正規妻

大石 キヨ子

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千貳百圓ヲ給與ス
大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ金參千圓ヲ給與ス

故海軍二等航空兵曹片岡健一郎父

片岡 茂巳

同 阿座上茂父 阿座上 光藏

海軍公報 第三千三百三十九號 昭和十三年五月十九日

二五七

(通各)

同 竜口虎太父 竜口幸七
 同 梅田長晴母 梅田ユキノ
 同 上原弘父 上原嘉吉
 同 石松彰父 石松仁太郎
 同 小松義喜父 小松常熊

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス
 大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ金參千圓ヲ給與ス

故海軍三等航空兵曹森元義則父

(通各)

同 森元喜三郎
 同 中越健三母 中越津與
 同 綾部省二郎父 綾部十三
 同 松田敏夫父 松田藤助
 同 藤嶋清母 藤嶋ヒサヨ
 同 川上基喜父 川上初實
 申 右木末久父 右木末吉

昭和二年勅令第五十七號ニ依リ金壹千圓ヲ給與ス
 大正八年勅令第三百七十一號ニ依リ金參千圓ヲ給與ス
 (以上十九日海軍省)

○ 雜 款

海軍大尉正七位常岡清本月十日飛行訓練中遭難殉職、來二十五日午後二時横須賀海兵團ニ於テ神式ニ依リ海軍葬儀執行

豫備役海軍中佐從五位勳五等馬場篤磨昨十八日卒去、明後二十一日鹿兒島市玉里町三五三二自宅ニ於テ葬儀執行

海軍豫備中尉從七位土屋雅一、海軍一等航空兵曹西村忠利、海軍一等航空兵松本藤芳本月三日飛行訓練中遭難、同十七日殉職、昨十八日鎮海海軍航空隊ニ於テ佛式ニ依リ海軍葬儀執行セリ

○ 訂正
 五月七日日本辭令欄久米庸孝ノ辭令文中「九百六拾圓」ヲ「千貳拾圓」ト訂正ス